4　法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の８第２項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなつた旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。

5　政治団体設立届の際に併せて提出した法第６条第２項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の２第１項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第５条第４号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。

別紙

1　支部の数

新

旧

2　異動の内容

（設立した支部）

名　　称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	１以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			□
			□

（解散した支部）

名　　称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	１以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
			□
			□

（異動があつた支部）

支部の名称		名　称	主たる事務所の所在地	主たる活動区域	１以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部
	新				□
	旧				□

（備考）

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

2　異動の内容については、設立した支部、解散した支部、異動のあつた支部ごとにまとめて記載すること。

3　１以上の市町村（特別区を含む。）の区域（指定都市にあつては、その区の区域）又は公職選挙法第12条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「□」内に「Ｖ」を記入すること。

4　記載の順序は、「都道府県の区域において主としてその活動を行う支部」及び「２以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う支部」の順とし、それぞれ主たる事務所の所在地の都道府県ごとにまとめて記載すること。

別記第四号様式を別記第十一号様式とする。

別記第三号様式中「政治資金団体となるべき団体として（」を「平成　　年　　月　　日に政治資金団体となるべき団体として（」に改め、同様式（備考）４を削り、同様式を別記第九号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第10号様式（第３条関係）

政　治　資　金　団　体　指　定　取　消　届

平成　　年　　月　　日

総　務　大　臣　殿

政党の名称

代表者の氏名　　㊞

平成　　年　　月　　日に（　）に対する政治資金団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第６条の２第２項の規定により届け出ます。

（備考）

1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

2　「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

3　この届出書には、政党が政治資金団体の指定を取り消す旨の文書の写しを添付すること。

別記第二号様式の九中「（第２条第２項関係）」を「（第２条関係）」に改め、同様式を別記第八号様式とする。

別記第二号様式の八中「（第２条第２項関係）」を「（第２条関係）」に改め、同様式を別記第七号様式とする。

別記第二号様式の六及び第二号様式の七を削る。

別記第二号様式の五中「（第２条第１項関係）」を「（第２条関係）」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第二号様式の四中「（第２条第１項関係）」を「（第２条関係）」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第二号様式の三中「（第２条第１項関係）」を「（第２条関係）」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第二号様式の二中「（第２条第１項関係）」を「（第２条関係）」に改め、同様式を別記第三号様式とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十条、第十四条の二の四、第十四条の二の五及び第十四条の二の六の改正規定、別記第七号様式の改正規定（同様式（記載要領）23の改正規定及び同様式（記載要領）24を削る改正規定に限る。）並びに附則第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定　公布の日

二　別記第六号様式の改正規定、別記第七号様式の改正規定（同様式（記載要領）23の改正規定及び同様式（記載要領）24を削る改正規定を除く。）及び附則第六条の規定　平成二十七年一月一日